

2019年10月1日

各 位

会 社 名 ア ト ラ 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 久世 博之
(コード番号：6029 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役CFO 田中 雅樹
(TEL. 06-6533-7622)

当社株式の時価総額に係る猶予期間の解除に関するお知らせ

当社株式は、2019年9月において、月間平均時価総額及び月末時価総額が20億円以上となり、東京証券取引所の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準に該当しないこととなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 当社株式の時価総額について

当社株式は、2019年8月末時点において、月末時価総額が20億円未満となりましたが、2019年9月の月間平均時価総額及び月末時価総額が、下記（ご参考）のとおり20億円以上となりました。

この結果、当社株式は市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準に該当しないこととなりました。

(ご参考)

東京証券取引所における当社株式の2019年9月の月間平均時価総額	: 3,600,239,905円
東京証券取引所における当社株式の2019年9月の月末時価総額	: 3,094,115,200円
東京証券取引所における当社株式の2019年9月30日終値	: 352円
東京証券取引所における当社株式の2019年9月30日上場株式数	: 8,790,100株

2. 今後の見通しについて

当社グループが属する接骨院業界においては、2018年4月に柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件が改正され厳格化されたことにより、接骨院の開設が以前に比べ難しくなりました。この影響が大きく、自費施術に使用する機材の販売及び自費施術の拡大に寄与する鍼灸接骨院のロコミ／予約システムであるHONEY-STYLEの利用院が減少しております。

また、当社は、「ほねつぎブランド接骨院チェーン」（以下「本チェーン」という。）本部として、接骨院の

開院、運営のノウハウを提供しておりますが、2018年10月に本チェーンに加盟していた10社より、さらに2019年4月に1社より、本チェーン加盟契約段階において当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起されました。当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして各々の法人の経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張しております。

当社グループは、営業拠点の増設などによる営業エリアの拡大、ほねつぎアカデミー会員向け動画サイトの充実による会員（当社グループの潜在顧客）の増加、新商品の投入などに注力し、業績の改善に取り組んでまいります。また、本件訴訟においては、当社の正当性の主張に全力で取り組んでまいります。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたが、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上